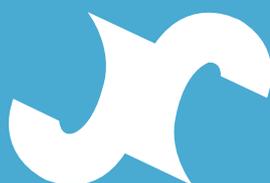




# 平成28年度 融資制度のご案内



**深谷商工会議所**

〒366-0823 深谷市本住町17-1

TEL.048-571-2145

FAX.048-571-8222



## お申し込みになる前に

- 県の制度融資とは  
中小企業の皆様に、事業に必要な資金を円滑に調達していただくための制度です。  
県が金融機関に対し利子補給を行うことにより、金融機関から、県の定める低い利率で融資を受けることができます。  
(一部資金については金融機関所定利率となります。)
- 融資申込の要件  
資本金3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)以下、又は従業員300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)以下の中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び、一定の要件を満たす中小企業組合で、下記1～4に該当すること。
  - 1 県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる方  
(県外から全部移転した方については県外での実績を含めて1年以上同一業種を営んでいる方)  
※一部の資金については、この規定の適用はありません。
  - 2 信用保証対象業種を営んでいる方  
(一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、一般社団法人等は対象になりません。)
  - 3 事業税等を滞納していない方
  - 4 事業に必要な許認可、登録等を受けている方(その他、各制度ごとに申込要件が定められています。)
 \*ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業等は、資本金及び従業員数の要件が異なります。  
\*NPO法人には、資本金の要件はありません。
- 対象とならない経費  
土地、住宅、乗用車、埼玉県以外に設置する設備、借入金の返済に充てる資金、納税に充てる資金、申込時において設置済み・支払い済みの設備等  
(※一部、対象としている資金もあります。)
- 個人情報の取扱いについて  
制度融資運営の必要上、県は受付機関、金融機関及び信用保証協会から個人情報を取得し、利用します。
- 融資の審査について  
融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。審査の結果、御希望に添えないこともありますので、御了承ください。

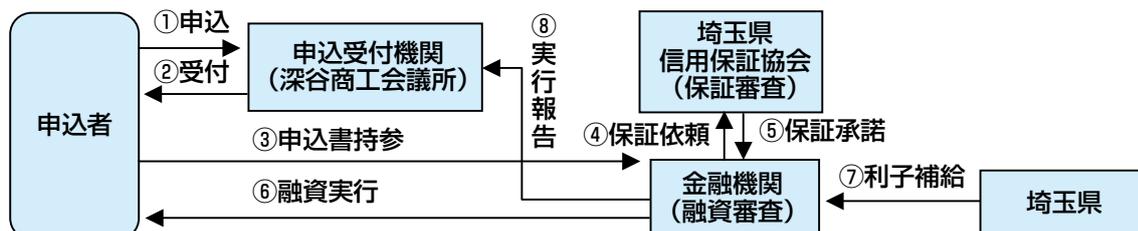
## 埼玉県制度融資申込に必要な書類

- |  |              |
|--|--------------|
| 1 制度融資申込書(県の指定様式:様式1)*企業パワーアップ資金は別様式   | 3部(1組)       |
| 2 事業税の納税証明書<br>(法定業種以外を営むものについては、県民税及び市町村民税の納税証明書)                                       | 2部(原本1部写し1部) |
| 3 最新2期分(2期目の決算または確定申告が終了していない者は1期分)の決算書等   |              |
| (1)法人の場合 決算書の写し(NPO法人の場合は事業報告書等の写しを含む)   | 2部           |
| (2)個人の場合 決算書及び所得税の確定申告書の写し(白色申告の場合は所得税の確定申告書の写し2部)                                       | 2部           |
| 4 許認可書・登録書等の写し(必要な業種の場合)   | 2部           |
| 5 設備資金の場合  |              |
| (1)見積書、カタログ又は図面(平面図・立面図・配置図等)  | 2部(原本1部写し1部) |
| (2)建築確認申請書及び建築確認済証の写し(建物建築・取得の場合)  | 2部           |
| (3)賃貸借契約書の写し及び賃貸人の承諾書等(自己所有でない建物の改装等の場合)   | 2部           |
| (4)契約書及び写し(賃借する建物の保証金等の場合)   | 2部           |
| 6 特約書(県の指定様式:様式28、融資実行に先立ち必要になる)   | 1部           |
| 7 信用保証協会必要書類   |              |
| (1)印鑑証明書(法人の場合は、代表者個人分も必要)<br>※既に取扱金融機関に印鑑証明書を提出している場合は、原本提出を省略できる場合もあります。金融機関に確認してください。 | 2部(原本1部写し1部) |
| (2)信用保証委託申込書(保証協会所定の様式)  | 1部           |
| (3)信用保証委託契約書(保証協会所定の様式)  | 1部           |
| (4)風俗営業でない旨の宣誓書(必要な場合に限る)  | 1部(原本)       |
| (5)経歴書(新規利用者に限る)   | 1部(原本)       |
| (6)登記事項証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)   | 2部(原本1部写し1部) |
| (7)定款の写し(法人の場合に必要な場合に限る)   | 1部           |
| (8)個人情報保護法に係る同意書   | 1部(原本)       |

※上記のほか、各資金別に書類の添付が必要となります。詳しくは、お問合せください。

※一部の資金については、上記書類の提出が必要でないものがありますので、御了承ください。

### 融資申込から実行までの一般的な流れ



※一部の資金では、上記の流れと異なります。

各制度の概要につきましては、埼玉県産業労働部金融課のホームページでもご紹介しておりますので、ご利用ください。  
アドレスは、<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0805/seidoyushi/index.html>です。

# 金融課所管の制度融資(金融機関を通じての融資)

制度名		対象者	使途	限度額	期間(据置) ※1	信用保証 保証料 ※2	担保・ 保証人	備考	申込先
事業資金	① 一般貸付	中小企業者・中小企業組合	設備	以内 6,000万円 (組合4億円)	10(1)年	年 以内 付する ・ 0.45%~ 1.64% [9区分]	担保 金融機関・信用 保証協会との 協議		中小企業者 →商工会議所・商工会 組合 →中小企業団体中央会
	② 短期貸付		運転	5,000万円 (組合6,000万円)	7(1)年				
③ 小規模事業資金 (借換制度あり)		従業員20人(商業・サービス業は原則5人)以下の小規模企業者(組合含む)で、保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が1,250万円以内である方 ※4 *一定の要件を満たす場合は、本資金の借換え又は以前借り換えた本資金の再借換が可能(1回限り)	設備	1,250万円	10(1)年	付する ・ 0.50%~ 1.76% [9区分]	担保 不要		
			運転	1,250万円 (最新決算期にお ける平均月商の 3か月分以内)	7(1)年	特別小口保 険利用の個人 0.80%			
起業家育成資金	④ 新事業創出貸付	1か月以内に個人で開業若しくは2か月以内に会社を設立し、開業する具体的な計画を持つ創業者又は創業後5年未満の中小企業者 ※4 *廃業経験がある方は、再挑戦支援保証を利用できる場合があります	設備	1,500万円 (再挑戦支援保証 利用の場合 1,000万円)	10(1)年	付する ・ 0.80%	保証人 ※3	開業前 融資額と同額以上 の自己資金が必要  (再挑戦支援保証の 場合は、不要)	
	⑤ 独立開業貸付		運転	1,500万円 (再挑戦支援保証 利用の場合 1,000万円)	7(1)年				
⑥ 女性経営者支援貸付	1か月以内に個人で開業若しくは2か月以内に会社を設立し、開業する具体的な計画を持つ女性又は創業後5年未満の女性 ※4 *既に事業を起こしている方による第二会社や分社化は対象外	設備	1,000万円	10(1)年	付する ・ 0.45%~ 1.59% [9区分]	担保 金融機関・信用 保証協会との 協議	保証人 ※3	開業前 融資額の4分の1 以上の自己資金が 必要	商工会議所・商工会 又は 創業・ベンチャー支援 センター埼玉
		⑦ 女性経営者支援貸付	運転	1,000万円	7(1)年				
⑧ 企業成長 設備資金	埼玉県先端産業創造プロジェクト関連(ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙の重点5分野)、環境・エネルギービジネス関連、健康づくり・長寿社会対応、女性活躍支援のいずれかの成長分野に進出する又は成長分野における事業を営んでいる中小企業者・中小企業組合で、計画を定めて設備投資を行う方	設備	1億5,000万円 土地又は建物取 得の場合2億円  (建物の建築等に 必要な土地を含 む)	10(2)年 土地又は建物 取得の場合 15(2)年	付する ・ 0.45%~ 1.64% [9区分]	担保 金融機関・信用 保証協会との 協議			
		⑨ 産業創造資金	運転	5,000万円 (設備資金の対象 設備の新設等に 伴うものに限る)					
⑨ 産業創造資金	次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合(事業承継枠は中小企業者に限る)		設備	1億円 (組合4億円)	10(2)年	付する ・ 0.45%~ 1.64% [9区分] 異分野連携新 事業分野開拓 計画の場合 0.68% 海外生産等の 場合0.97%	担保 金融機関・信用 保証協会との 協議	保証人 ※3	中小企業者 →商工会議所・商工会 組合 →中小企業団体中央会
	チャレンジ 促進枠	1 県が定める「埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度」に登録されている方 2 異分野連携新事業分野開拓計画を実施しようとする方 3 国等の特定補助金等の補助事業終了後5年以内に量産試作・販路開拓を行うとする方 4 知的財産権に係る技術を利用し事業を行う方							
	海外投資枠	5 海外生産等の投資を行う方							
	省エネ 投資枠	6 エネルギー使用の効率化、エネルギーコストの削減又はエネルギーの安定的確保を図るため、計画を定めて設備投資などを行う方 *全量売電目的の場合は対象外。							
	多様な働き方 促進枠	7 多様な働き方の実践、次世代育成支援、障害者の雇用の促進に取り組む方							
事業承継枠	8 計画に基づき事業承継しようとする方又は事業承継して1年を経過していない方								
⑩ 経営革新計画 促進融資	経営革新計画を定めて積極的に経営革新に取り組む方 ※4	設備	1億円 (組合4億円)	10(2)年	付する ・ 0.77%				
		運転	1億円	7(1)年					

制度名	対象者	使途	限度額	期間(据置) ※1	信用保証 保証料 ※2	担保 保証人	備考	申込先
⑪ 産業立地資金	県内に立地を計画し、次のいずれかに該当する方 1 新しく本社機能・支社機能・ホテルを設置 2 敷地面積が1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、かつ建築面積が500㎡以上の工場・物流施設を建築・取得 3 工業団地等に工場・物流施設を建築・取得 4 敷地面積が9,000㎡以上又は生産施設の建築面積が3,000㎡以上の工場を建築・取得・敷地拡張 5 敷地面積が1,000㎡以上の研究施設を建築・取得・敷地拡張	設備	20億円 (対象経費の70%) 以内 (建物の建築等に 係る土地を含む)	12(2)年 10億円超の場合 15(2)年	必要により 付する ・ 0.45%～ 1.59% [9区分]	担保 及び 保証人  金融機関・信用 保証協会との 協議		埼玉県産業労働部 金融課
	6 工場・物流施設を工場適地に全面移転する中小企業者又は公共事業により店舗・工場等を移転・改築する方	設備	2億円	12(2)年				
⑫ 経営安定資金	大臣指定等貸付	指定企業 関連	次のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合 1 経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する方 2 経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域に関連する方	設備	災害復旧関連のみ 5,000万円 (組合1億円)	災害復旧関連のみ 10(2)年	担保 金融機関・信用 保証協会との 協議	東日本大震災復興 緊急保証を利用する 方は、経営安定 資金(震災緊急貸 付)の申込みが可
		災害復旧 関連	次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 1 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的 事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた 方 2 激甚災害を受け災害関係保証を利用する方	設備	5,000万円 (組合6,000万円)	7(1)年		
		特定業種 関連	経済産業大臣の指定業種を営み、売上が減少するなどしており、市町村長の認定を受けた中小企業者・ 中小企業組合	運転	5,000万円 (災害復旧関連の 組合6,000万円)	災害復旧関連 の場合 7(2)年		
		金融円滑 化関連	取引先金融機関の破綻の影響を受けており、市町村 長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合	運転	5,000万円 (災害復旧関連の 組合6,000万円)	災害復旧関連 の場合 7(2)年		
	知事指定等貸付	指定企業 関連	知事が指定した再生手続開始申立等企業に債権を 有する中小企業者・中小企業組合	設備	災害復旧関連のみ 5,000万円 (組合1億円)	災害復旧関連 のみ 10(2)年	保証人 ※3	中小企業者 →商工会議所・商工会
		災害復旧 関連	災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明を受けた 中小企業者・中小企業組合	設備	5,000万円 (組合1億円)	7(1)年		
		特定業種 関連	知事の指定業種を営み、売上が減少するなどしてい る中小企業者・中小企業組合	設備	5,000万円 (災害復旧関連の 組合6,000万円)	災害復旧関連 の場合 7(2)年		
		金融円滑 化関連	次のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた中 小企業者・中小企業組合 1 取引先金融機関の経営合理化の影響を受けて いる方 2 整理回収機構へ貸付債権が譲渡された方	運転	5,000万円 (災害復旧関連の 組合6,000万円)	金融円滑化関 連の場合 0.68%		
⑬ 経営あんしん資金	最近3か月の売上や利益率が前年同期と比較して 減少(今後3か月の減少見込みを含む)している中 小企業者・中小企業組合	運転	5,000万円	7(1)年	付する ・ 0.45%～ 1.64% [9区分]	担保 原則不要  保証人 ※3	組合 →中小企業団体中央会  【⑬企業パワーアップ資金】 指定取扱金融機関 (※5参照)	
⑭ 企業パワーアップ資金	次のいずれかに該当する中小企業者 1 経営サポート会議を経て経営改善計画(以下 「計画」)を策定した方 2 埼玉県中小企業再生支援協議会、(株)地域経済 活性化支援機構又は(株)整理回収機構の支援を受け 計画を策定した方 3 二期連続経常赤字又は債務超過の方で、金融 機関と連携し計画を策定した方 4 二期連続実質赤字又は実質債務超過の方で、 金融機関と連携し計画を策定した方	設備	2億円	10(1)年	付する ・ 0.45%～ 1.59% [9区分]	担保 金融機関・信用 保証協会との 協議	指定取扱金融機関 ※5	
		運転	2億円 (新規運転資金を 借り入れること を条件に利用可)	10(1)年	セーフティ ネット保証1 ～6号利用の 場合0.80% セーフティ ネット保証7・ 8号利用の場 合0.68%			
⑮ 借換資金	平成27年3月31日以前に借り入れた県制度融資(※ 6)の融資残高があり、借換資金の利用により経営 の安定が見込まれ、かつ返済の見込みが十分ある中 小企業者・中小企業組合  *毎月の返済額が軽減されるなど、一定の要件を満 たす場合は、借換資金又は緊急借換資金の再借換え が可能(1回限り)	運転	1億円  (既往借入金、新規 運転資金及び信 用保証料相当額 の合計の範囲内)	10(1)年	付する ・ 0.45%～ 1.64% [9区分]	保証人 ※3	取扱金融機関 既往借入金と同一 であること	

※1 県制度融資の融資期間は、事業資金短期貸付及び小規模事業資金を除き、すべて1年超です。

※2 「中小企業の会計に関する基本要領」に従って計算書類を作成している場合は0.1%、有担保保証の場合は0.03%  
割引になる場合があります。

※3 個人については原則として不要、法人については原則として代表者が連帯保証人となり、代表者以外の連帯保証  
人は不要です。なお、次のような特別な事情がある場合には、個人事業者本人又は法人代表者以外の方を連帯保証  
人とすることがあります。

【小規模事業資金、起業家育成資金(新事業創出貸付)を除く】

①実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人又は申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従  
事する配偶者が連帯保証人となる場合

②本人又は代表者の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証リスク許容額を超える保証依頼がある場  
合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

※4 NPO法人は、次の資金はご利用いただけません。

小規模事業資金、起業家育成資金(新事業創出貸付)、女性経営者支援資金(女性起業家支援貸付)、経営革新計  
画促進融資

※5 企業パワーアップ資金の申込先である指定取扱金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、群馬銀行、足利銀行、筑波銀行、八十二銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、  
大光銀行、埼玉信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、東京信用金庫、亀有信用金庫、足立成  
和信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、青梅信用金庫、熊谷  
商工信用組合、埼玉信用組合の県内にある本・支店

※6 借換えの対象となる資金

事業資金一般貸付、小規模事業資金、起業家育成資金、女性経営者支援資金、企業成長設備資金(旧企業成長サポ  
ート資金)、産業創造資金、産業立地資金、経営安定資金、経営あんしん資金、スーパーサポート資金、エネルギー  
対策強化融資、事業開拓支援資金、魅力ある産業造り資金、景気対策特別融資、経営支援特別融資、セーフティ緊  
急融資、青空再生低公害車導入資金(太子の資金については、廃止資金のため新規の貸付は行っておりません。)

借換え資金又は緊急借換資金は再借換えが可能(1回限り)

# 中小企業向け深谷市制度融資一覧

制度名	申込要件	限度額	貸付期間(据置期間)		利率	連帯保証人	信用保証料	返済方法	備考
			運転	設備					
小口資金	①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市内に事業所を有するかた ③1年以上市内に居住(法人の場合は市内に本社を設置)し、同一の事業を営んでいるかた ④税金完納者または税金完納見込みのあるかた ⑤信用保険法施行令に定める業種を営んでいるかた	1,250万円	10年以内 (6か月以内)	12年以内 (1年以内)	1.70%	個人:不要 法人:代表者	0.45%~ 1.59%	原則として元金均等月賦償還	☆期間内に完済した場合、 <b>完済奨励金</b> として「利子+保証料」の20%以内を補助します。
特別小口資金	上記の小口資金の要件のほか、次の要件が必要となります。 ⑥常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の事業所 ⑦市県民税の所得割(法人の場合は法人税割)がある事業者	1,250万円	10年以内 (6か月以内)	12年以内 (1年以内)	1.70%	不要	0.80%	原則として元金均等月賦償還	☆期間内に完済した場合、 <b>完済奨励金</b> として信用保証料相当額を補助します。

- ・利率は、平成28年4月1日現在のものです。今後、市場金利の動向等により改正される場合があります。
- ・特別な事情がある場合には、法人代表者以外の連帯保証人や担保を徴求する場合があります。
- ・いずれの制度も埼玉県信用保証協会の保証を付することになります。

## ◆取扱金融機関

埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉信用金庫、埼玉信用組合、熊谷商工信用組合  
(上記金融機関の深谷市内支店にて取り扱っています。)

## ◆申込みに必要な書類一覧

No	必要書類	小口		特別小口		備考	
		個人	法人	個人	法人		
1	融資申込書	●	●	●	●	市様式	
2	個人情報同意書	●	●	●	●	市様式	
3	決算書の写し(直近2期分)(※注)		●		●		
4	科目別明細の写し(直近2期分)(※注)		●		●		
5	試算表(決算から6か月経過している場合)		○		○		
6	所得税確定申告書の写し(直近2年度分)	●		●			
7	所得税確定申告書添付の決算書の写し(直近2年度分)	●		●			
8	法人市民税の納税証明書(直近2年度分)				●		
9	市税に滞納がないことの証明書	個人	●	●	●	●	法人は代表者
		法人		●		●	
10	市県民税の課税証明書(直近2年度分)			●			
11	履歴事項全部証明書		●		●		
12	許認可の写し(許認可が必要な業種の場合)	○	○	○	○		
13	宣誓書(酒類を扱う飲食業の場合)	○	○	○	○		
14	経歴書(保証協会の利用が初めての場合)	○	○	○	○		
15	印鑑証明	個人	●	●	●	●	法人は代表者
		法人		●		●	
設備資金の場合	見積書	○	○	○	○		
	カタログ又は図面	○	○	○	○		
	店舗等新築増改築	賃貸	賃貸借(使用貸借)契約書の写し	○	○	○	○
		貸主	承諾書	○	○	○	○
自己所有	固定資産税の納税通知書の写し	○	○	○	○		
	建築確認済証の写し	○	○	○	○		

## 深谷市起業家支援事業補助金交付制度について

市内産業の振興と活性化を図るため、市内で新たに起業した方に対して、その起業に要する経費の一部を補助する制度です。新たに事業を始められた方は、ぜひこの制度をご活用ください。

### どんな経費が補助されるの？

補助対象経費区分	内 訳	補助率	補助限度額
事業所等開設経費	・事業所等の開設に係る設備・備品購入費 ・設備設置費等の経費(消耗品費及び税の性質を有するものは除きます。)	2分の1以内	10万円
広告宣伝費	・事業開始時における新聞広告費 ・チラシの製作や配布に要する経費(消耗品費の性質を有するものは除きます。)	2分の1以内	10万円
商業登記費	・(法人)設立登記に要する費用 ・(個人)商号登記に要する費用	2分の1以内	10万円

※ただし、国や県、他の団体等から起業に関連する補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費から除きます。

### 補助を受けられるのは、どんな人？

市内で新たに事業を開始し、申請時に事業を開始してから6か月を経過しない方で、次の要件を全て満たす方。

1. 市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されていること。(法人の場合は、代表者が市内居住者であること。)
2. 市内に事業所等(事務所・店舗・工場等)を設置し、または設置しようとしていること。
3. 市税を滞納していないこと。
4. 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けていること。
5. 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営んでいること。
6. 事業を開始するにあたり、深谷商工会議所又はふかや市商工会による推薦を受けていること。
7. フランチャイザーが直接経営するフランチャイズチェーン店または既に事業を営んでいる者による事業の拡張でないこと。

(凡例) ●:必須 ○:場合により必要  
・事業内容や事業継続状況等により、上記以外の書類が必要となることがあります。  
・No.8、9、10、15(個人)は市役所、No.11、15(法人)は法務局でお取りください。  
(※注)2期目の決算又は確定申告が終了していない場合は1期分とする。

## 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）

### 一経営改善の指導を受けていれば無担保無保証人で融資が受けられます一

中小企業は資金調達面で不利な立場にあることは今更いうまでもありません。加えて、最近の経済・経営環境は急速に変化し、企業経営は複雑かつ多様化してきています。

こうした事情から、経営指導と金融を一体化し、小規模事業者に対する経営改善普及事業の一層の推進を図るため「小規模事業者経営改善資金融資制度」が実施されています。

#### マル経融資のご案内

##### 【融資対象】

下記の条件に当てはまる方。

- ① 常時使用する従業員の数が商業・サービス業にあつては5人以下（宿泊業・娯楽業は除く）、製造業その他にあつては20人以下の事業者（事業主・役員・家族従業員などは含まない）
  - ② 商工会議所の経営指導（原則6ヶ月以上）を受けている小規模事業者
- ※日本政策金融公庫の非対象業種の方は、ご利用いただけません。ご確認ください。

##### 【融資内容】

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融 資 額	2,000万円以内	
返 済 期 間 (うち据置期間)	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
利 率	1.30%（平成28年4月13日現在）	
そ の 他	保証人、担保は不要です。 ご利用にあつては商工会議所会頭の推薦が必要です。	

##### 【申込に必要な書類】

書類名称	個人	法人	共通
確定申告書・決算書2年分	○		
決算書2期分（科目別明細を含む）		○	
商業登記簿謄本 1通		○	
不動産登記簿謄本（家屋・土地） ※新規申込の場合（代表者名義・会社名義等）			○
許認可業種の許可証（写）			○
借入金返済表（すべての借入金）			○
所得税（法人税）、事業税、市県民税の納税状況及び 事業実態が確認できる書類（納税証明書・申告書1面 [受領印あり] 等）			○
最近の試算表（決算後、6ヶ月以上経過の場合）		○	
設備見積書・カタログ（設備資金申込の場合）			○
印鑑証明書 1通（決定後必要）			○
申込書（商工会議所にあります）			○
個人情報利用に関する同意書（商工会議所にあります）			○

##### 【主な注意事項】

- ・その他多少制約があります。「他の金融機関からも借入があり返済能力を超過しているなど」
- ・推薦結果、ご融資のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

## 政府系金融機関の概要

### ●日本政策金融公庫 国民生活事業

#### ■普通貸付

平成28年4月13日現在

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません。)

資金の使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融 資 額	4,800万円以内		7,200万円以内
返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
利 率	使いみち、返済期間または担保の有無内容によって異なる利率が適用されます。(固定金利)		
保証人・担保	融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客さまのご要望を伺いながらご相談させていただきます。		

#### ■特別貸付

制 度 名		対 象 者	融 資 額	返 済 期 間	利 率
セーフティ ネット貸付	経営環境変化対応 資金	社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少するなど、業況が悪化している方	4,800万円以内	(運)8年以内 (設)15年以内	お問い合わせ下さい
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金操りに困難を来している方など	別枠 4,000万円以内	(運)8年以内 (設)15年以内	お問い合わせ下さい
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方	別枠 3,000万円以内	(運)8年以内	お問い合わせ下さい
新企業 育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	女性、若者/シニア 起業家支援資金	女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援 融資)	廃業歴のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などを図る方(「経営多角化経営革新計画」の承認を受けた方など)	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	中小企業経営力 強化資金	新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行うおととする方であって、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
企業再生 貸付	企業再建資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業再建を図る方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)15年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
企業活力 強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	IT資金	情報化投資を行う方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	海外展開・事業再 編資金	海外展開事業を開始または拡大しようとする方で、国内の事業活動拠点(本社)が存続し、経営革新の一環として海外市場での取引を進めようとする方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
	地域活性化・雇用 促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい
食品貸付		食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズへの加盟などを行う方	7,200万円以内	(設)20年以内	お問い合わせ下さい
環境・ エネルギー 対策貸付	環境・エネルギー 対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(運)7年以内 (設)20年以内	お問い合わせ下さい

## 政府系金融機関の概要

### ●日本政策金融公庫 中小企業事業

#### 新企業育成貸付

平成28年4月13日現在

制度名	対象者	融資限度 (うち運転資金)	融資期間	主な利率
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	直接貸付 6億円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率③ (上限3%)
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③

#### 企業活力強化貸付

制度名	対象者	融資限度 (うち運転資金)	融資期間	主な利率
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付 7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ (上限3%) 基準利率 (上限3%)

#### セーフティネット貸付

制度名	対象者	融資限度 (うち運転資金)	融資期間	主な利率
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	直接貸付 7億2千万円	設備15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限3%) 長期運転資金に限り、一定の要件に該当する場合は利率の控除(0.2%)の適用可能
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方など	直接貸付 3億円(別枠)	設備15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い経営に困難をきたしている方	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	運転8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率

## 埼玉県環境部所管の制度融資 (金融機関を通じての融資)

温室効果ガス排出量の削減対策や公害防止対策の環境問題に取り組むために必要な設備等資金

制度名	対象者	限度額	期間(据置)	利率	信用保証	担保保証人	申込先
環境みらい資金	・大規模事業所を所有 又は使用する事業者 ・中小企業者等	1億5,000万円	3,000万円超10年以内 3,000万円以内7年以内 (据置はともに1年以内)	年以内 温室効果ガス排出削減対策 0.4%保証付は0.1% 公害防止対策 1.32%保証付は1.02%	金融機関との協議により信用保証協会の信用保証を付する	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	県温暖化対策課 又は 商工会議所・ 商工会

※上記制度についての担当課及びお問い合わせ 埼玉県 環境部 温暖化対策課 048 (830) 3035

## 申込み・お問い合わせ

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	
お 問 い 合 わ せ	申 込 み		
	深谷商工会議所	〒366-0823 深谷市本住町17-1	048-571-2145
	日本政策金融公庫熊谷支店	〒360-0041 熊谷市宮町2-45	048-521-2731
埼 玉 県	日本政策金融公庫さいたま支店	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル	048-643-8320
	産業労働部金融課制度融資担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3801
	環境部温暖化対策課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3035
	埼玉県中小企業団体中央会	〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ9F	048-641-1315
創業・ベンチャー支援センター埼玉	〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F	048-711-2222	